○法務省令第三十四号

破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第三十七条の規定に基づき、破壊活動防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月三十日

法務大臣　上川　陽子

破壊活動防止法施行規則の一部を改正する省令

破壊活動防止法施行規則（昭和二十七年法務府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（財産整理の届出） **第一条**　［略］ 2　前項の届出書には、次に掲げる事項を記載し、届出者が署名をしなければならない。 ［一～五　略］	（財産整理の届出） **第一条**　［同上］ 2　前項の届出書には、次に掲げる事項を記載し、届出者が署名押印をしなければならない。 ［一～五　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十五号

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第三十七条第一項の規定に基づき、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月三十日

法務大臣　上川　陽子

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行規則（平成十一年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第三号中「印」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　当分の間は改正後の様式にかかわらず、なお改正前の様式によることができる。

○文部科学省令第三十四号

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第百四十六号）第六条及び第九条から第十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月三十日

文部科学大臣　萩生田光一

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則（平成三十一年文部科学省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに加える。

改正後	改正前
（動物性集合胚の作成の届出） **第三条**　［略］ 2　［略］ 一・二　［略］ 三　動物性集合胚の取扱場所（動物性集合胚を動物の胎内に移植する場合には当該動物の取扱場所を、当該動物性集合胚から個体を作り出す場合には当該個体の取扱場所を、それぞれ含む。次条第二項第三号及び第九条第四項第一号において同じ。） 四～八　［略］ 3　［略］ （ヒト胚核移植胚の作成の届出） **第五条**　法第六条第一項の規定による特定胚の作成の届出は、ヒト胚核移植胚を作成する場合には、別記様式第一の五の届出書によってしなければならない。 2　法第六条第一項第六号の文部科学省令で定める事項のうちヒト胚核移植胚の作成に関するものは、次に掲げる事項とする。 一　ヒト胚核移植胚を研究に用いる必要性に関する事項 二　ヒト胚核移植胚を作成しようとする者の技術的能力及び管理的能力に関する事項 三　ヒト胚核移植胚の取扱場所 四　ヒト胚核移植胚の作成に用いるヒト受精胚の入手先及び入手方法 五　ヒト胚核移植胚の作成に用いるヒト受精胚の提供者の同意の取得に関する事項であって次に掲げるもの イ　同意の取得に係る説明を行う担当者の氏名、職名及び所属機関名 ロ　同意を取得する機関名 ハ　提供者が同意を撤回することができる期間及びその方法 ニ　提供者の個人情報の保護に関する事項	（動物性集合胚の作成の届出） **第三条**　［同上］ 2　［同上］ 一・二　［略］ 三　動物性集合胚の取扱場所（動物性集合胚を動物の胎内に移植する場合には当該動物の取扱場所を、当該動物性集合胚から個体を作り出す場合には当該個体の取扱場所を、それぞれ含む。次条第二項第三号及び第七条第三項第一号において同じ。） 四～八　［同上］ 3　［同上］ ［条を加える。］